25 まもろう憲法25条
いのちのとりで裁判全国アクションNEWS
発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047　大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎
いのちのとりで 検索
08号　2021年6月発行
一部、いかんよ貧困ニュースレター号外
（2021年5月19日）より転載

# 国の言い分にそった不当な判決

## 福岡・新生存権裁判（生活保護基準引下げ違憲訴訟）

### 「こんな判決には負けられない。誇りをもって引き続き闘う」

2015 年に提訴して闘われてきた「生活保護基準引下げ違憲訴訟」の福岡地裁判決が 5 月 12 日に出され、「厚生労働大臣に裁量権の逸脱や濫用は認められず適法」と名古屋地裁や札幌地裁判決と同様に国の言い分そのものを認める不当な判決を行いました。生活保護と年金の二つの違憲訴訟を支援する会（略称　いかんよ貧困・福岡の会）は、多くの原告と生活保護利用者の厳しい現状にも、厚労省の基準額見直しのやり方についても直視せずに、行政のやり方をチェックする機能を放棄した裁判所の、今回の判決に対して、強い抗議の表明を行います。

判決の日は、朝から雨と三度目の緊急事態宣言、新型コロナ感染症の第 4 波が押し寄せる中で言い渡されました。裁判傍聴も大きく制限され、裁判報告集会会場も閉鎖となる中での判決を迎えました。

### 物価下落の判断を避け、裁量権を形だけ認めた不当な判決

判決内容について、弁護団の星野弁護士が報告しました。星野弁護士は、「『請求を棄却する』という非常に残念な判決だ」と述べ、判決の内容は、「名古屋判決、札幌判決とほぼ同一の内容だ。歪みとデフレの二つの調整について、『下げるという判断』は厚労大臣の裁量権の範囲と形だけを認めた中身となっている。原告と弁護団は、『生活保護利用者に４．７８％の物価下落があったのか』と判断を裁判官に求めたが、判断をしなかった。名古屋や札幌地裁の判決を踏襲し、名古屋判決と表現まで一緒になっている」と怒りを込めて説明を行いました。「原告団は、控訴をすると聞いている。デフレ調整がどういう根拠なのか、大阪判決の良い所に目を向けるように頑張る。引き続き闘いは続く。弁護団は頑張りたい」と述べました。

報告集会は、声明文を小川さん・福岡県労連事務局次長が読み上げて提案し、判決に対する「声明」を全会一致で採択しました。

# 判決は、司法の責任の放棄である！
## ―福岡集会で決意新たに―

（集会の様子、発言はいかんよ貧困福岡の会・井下顕代表）

### 判決に対する怒りを共有し、立ち上がろう

福岡判決後、弁護士会館大会議室に場所を変えた報告集会は 80 人が集まり、県生活と健康を守る会の梅崎会長の司会ではじまりました。いかんよ貧困福岡の会・井下代表は、主催者あいさつで「大阪地裁の判決と真逆の判決となった。司法の責任の放棄である。原告は，正面からの憲法判断を裁判所に求めてきたが，最低でも保護切下げに至った判断過程を裁判所がチェックすることはできたはずである。裁判所はそれすら行わず自らの責任を放棄した。今回の判決に対するこの怒りを共有して、さらに一緒に立ち上がろう」と原告と参加者を激励しました。

（前列左は司会の梅崎さん、前列右は原告団の中島さん）

### 原告の思いと決意

続いて、5名の原告が84名の原告団を代表して悔しい思いと決意を述べました。

**原告団長・中島さん**

「引き下げでくらしが大変になったことを裁判所は認めてくれなかった。こんな判決には負けられない。誇りをもって引き続き闘う」と述べました。

**今村さん（八幡）**

「判決を聞いて泣いても涙も出ない。しかし、希望は捨てない。みなさんの力添えをお願いします」と涙まじりで訴えました。

**池田さん（飯塚）**

「これまで一生懸命に周りに訴えて多くの署名を集めてきた。今日の判決を聞いてこのままでは引き下がれないと決意した。最後まで闘う」と決意を述べました。

**久米さん（古賀）**

「これまでどんなに一生懸命に訴えて来ても、国の人はわかってくれないのか。と思った。９月には年金裁判の控訴審３回目の裁判もある。一緒に力を合わせて頑張りたい」と述べました。

**二宮さん（水巻）**

「裁量権のことを言うなら、健康で文化的な生活になってないから引き上げる裁量権は国にある。しかし、勝手に引き下げる裁量権はないはず。正しいことを言っているのは我々だ。頑張ろう」と力を込めて話しました。

### 福岡弁護団等の声明はいのちのとりで裁判全国アクションHP にて公表しています

声　明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟福岡地裁判決について

２０２１（令和３）年３月１２日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟を激励
生活保護基準引き下げ，年金引き下げ違憲訴訟を支援する福岡の会
いかんよ貧困福岡
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げだＮＯ！全国弁護団ネット

本日，福岡地方裁判所民事第一部（徳地淳裁判長）は，生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において，原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は，福岡県内の生活保護利用者１１８名（提訴時）が，福岡県及び各自治体を被告として，２０１３年から３回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国２９地裁で提起された同種訴訟では，２０２０年６月２３日の名古屋地裁判決（請求棄却），２０２１年３月２３日の大阪地裁判決（請求認容），２０２１年３月２９日の札幌地裁判決（請求棄却）に続く４件目の判決である。

本判決は，生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上，本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し，原告の請求を棄却した。

本判決は，厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり，引下げの内容についての実質的な検討をすることなく，本件引下げ処分を裁量権の範囲内であると安易に認定した。

生活保護利用者にとって最低にあり方は４，７％の物価下落を認めたことは，裁判所が事実を探求する責務を放棄したものであり，絶対に許せない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上，事実上連動し，保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で，全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は，現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに，最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず，生活保護費１０％削減という目的変の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は，行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく，到底容認できるものではない。

私たちは，被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し，真摯に謝罪し，速やかに２０１３年引下げ前の生活保護基準に戻し，生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障することを求めるとともに，本訴訟の勝利まで断固として戦い抜く決意である。

以上

（https://inochinotoride.org/whatsnew/210513_fukuoka.php）

## 連帯の発言―激励とともに闘う決意を

会場参加者からの発言の一部を紹介します。

**牧さん・全日本年金者組合福岡県本部執行委員長**

「非常に残念な判決であった。これから新しい闘いが始まるが、原告・弁護団・支援者のみなさんに敬意を表したい。大阪判決もあり期待した。大変不当な判決であるが、残念をとおり越して年金判決と同じで怒りを感じる。年金裁判共に共通しているのは、生活の大変さが判決に生かされなかった事だ。国民の声を聴くような日常の取り組みが必要だ。みなさんと力を合わせて頑張りたい」

**川上さん・福岡県民医連**

「明らかに怒り心頭の判決だ。国民の生存権を守るべき司法が自ら放棄している。原告が述べてきた厳しい現実を無視した。これからの控訴審を一緒に闘いたい。政権与党が進める人のいのちより経済効率優先の新自由主義の施策が、このコロナ感染の中で明らかになっている。みなさんの闘いや頑張りが政治を変えてきた。今後とも連帯して頑張りたい」

**渡利さん・国民救援会福岡県本部**

「国民救援会は、憲法と国際人権規約を基本に活動してきた。今日の判決は、裁判官が健康で文化的な最低限度の生活をどのように考えているのか、陳述で述べた声が届いていないのか、怒りをとおり越して悔しい気持ちで一杯だ。控訴審も一緒に頑張りたい」

**懸谷さん・福岡県労連副議長（いかんよ貧困・福岡事務局長）**

「判決を聞いてがっかりした。高裁では絶対に勝つとファイトを湧き起こして、みんなで頑張る決意だ。2015年から闘いは７年経った。みなさんの闘い、二つの裁判は現役労働者の闘いでもある。こうした闘い、国民一人一人が社会を切り開いてきた。基本的人権を実現するのは、国と自治体の仕事であり役割だ。裁判で奮闘すると共に、市民と野党の共闘で政治を変えよう。政治を変えて裁判を勝利しよう。最後まで頑張ろう」

**藤元さん・いかんよ貧困福岡事務局次長**

「命がかかった裁判だ。一緒に社会を変えてガンバロウ」と閉会あいさつを行い、団結ガンバロウ三唱で集会を終了しました。

**北海道生健会の細川さん**

「3月29日に不当な判決を受けて負けた。しかし、マスコミをはじめ多くの人の激励を受けている。全国の闘いは、まだ入り口。4月12日に高裁に控訴した。いっしょに頑張りましょう」

**愛知県南区生健会のみなさん**

「今、不当な判決の中身を多くの人に話している。憲法25条とは何か。このコロナ禍で多くの人が今、助けを求めている。不当な判決は許されない。みなさんと連帯して一緒に頑張りたい」

**引き下げアカン大阪の会の雨田事務局長**

「口惜しさと大きな憤りで話を聞いている。裁判所が憲法の番人としての役割を果たさなかった。大阪の勝訴の流れを全国に広げたい。控訴審を全国の仲間と一緒に頑張ろう」

以上

**【申込みお忘れなく】**

**第６回総会・原告交流集会（ZOOM開催）**

# 京都で勝利判決を勝ち取る！

## 2021年9月14日（火）午後2時30分　判決

### 「当たり前」の暮らしを求めて

京都　新・生存権裁判を支援する会事務局長
中野　加奈子

**これまでの歩み**

京都　新・生存権裁判は2014年12月25日に京都地裁に提訴し、2021年5月25日に結審となりました。

京都では、老齢加算・母子加算廃止を求める裁判にも取り組んでいました。そのため、その当時原告になっておられた方も、新・生存権裁判を闘うために立ち上がっておられます。原告は生活と健康を守る会や「生活保護の改悪に反対する人々の会」の皆さん、個人で立ち上がっておられる方もいらっしゃいます。

これまでの活動で思い出すのは2015年10月に日比谷野外音楽堂で開催された「人間らしく生きたい25条大集会」での松島松太郎さんの姿です。松島さんは4000人を超す参加者を前に、こんなことをお話しされていました。

「私は今年 90 歳。また10 年裁判を闘えるか迷っていたが、しかし人生最後の闘いとして今回原告に加わりました。憲法が私たちの生活に根ざすような日本を作ることが大切。みなさん、一緒に頑張りましょう」

この松島さんの言葉からは、健康で文化的な暮らしを保障する憲法25条の大切さと、その理念を蔑ろにした生活保護基準引き下げの問題性を痛感します。残念ながら松島さんは結審を待つことなく、2020年9月に他界されました。他にも京都では大切な仲間が天国へ旅立たれました。私たちは命の限りこの新・生存権裁判を闘って来られた大切な仲間とともに、9月の判決を迎えることになります。

**判決に向けて**

京都では奇数月の 25 日には街頭宣伝を行ったり、裁判所に公正な判断を求める署名運動を展開しています。また結審当日には、朝に裁判所前で原告、弁護団、支援者が「贅沢をしたいと言っているのではなく、普通の暮らしを保障して欲しい」「コロナ禍で生活が困難になっている人のためにも、安心して利用できる生活保護制度となるように、この裁判では公正な判断をして欲しい」と訴えました。

こうした活動を展開してきた私たちは、大阪での勝訴判決からとても大きな勇気をもらいました。私たちも大阪に続いて良い判決を勝ち取りたい！その思いでこれからも頑張る予定です。

今後は、引き続き署名を集めながらこの裁判の意義を訴えていくことや、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、判決に向けた決起集会を開催したいと思っています。全国の皆様、どうぞ応援よろしくお願いいたします。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>
HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。
年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円
〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070−49720311 口座名義　いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合　【店名】408（読み　ヨンゼロハチ）　【店番】408
【預金種目】普通預金　【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、②名前（所属）
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。